

令和２年度 要電源重度障がい児者災害時等支援ネットワーク 事業に係る市町村担当者会議議事概要

○日時：令和２年１１月２６日（木） １０：００～１１：４５

○場所：岐阜県水産会館 大会議室

○出席者：３９名

(敬称略)

市町村名	所属	職名	氏名
岐阜市	障がい福祉課	副主査	山田 真里
各務原市	社会福祉課	主幹兼障がい福祉係長	浅野 早苗
山県市	福祉課	主査	山田 司
瑞穂市	福祉生活課	総括課長補佐	藤橋 克年
本巣市	福祉敬愛課	課長補佐	山本 睦
岐南町	総務課	主任	津川 裕平
笠松町	福祉子ども課	主任	森 仁志
北方町	福祉健康課	主任	堀 創二郎
大垣市	危機管理室	主幹	伊藤 孝弘
海津市	社会福祉課	係長	勅使川原 誉
養老町	健康福祉課	主任	田中 健司
垂井町	健康福祉課	主任	中村 充矩
関ヶ原町	住民課	主査	鹿野 かおり
神戸町	健康福祉課	主任	神田 博仁
輪之内町	福祉課	課長補佐	水谷 和智
安八町	福祉課	主事	森北 雄大
揖斐川町	健康福祉課	主幹	藤原 輝代子
大野町	福祉課	主事	蜂矢 大知
池田町	健康福祉課	主事	折戸 万祐美
関市	福祉政策課	課長補佐	佐藤 勉
美濃加茂市	福祉課	課長補佐	間宮 幸也
可児市	福祉支援課	保健師	田中 美恵
坂祝町	福祉課	主査	村瀬 広法
川辺町	健康福祉課	主事	松本 哲平
八百津町	健康福祉課	主事	近藤 啓二
御嵩町	福祉課	主査	木村 夕子
多治見市	福祉課	総括主査	市川 大輔
中津川市	社会福祉課	主任社会福祉士	高樋 啓史
瑞浪市	社会福祉課	事務職員	水野 正直
土岐市	福祉課	課長補佐	小木曾 博久
飛騨市	障がい福祉課	参事兼課長	平田 直久
		発達支援センター長	中切 智子

所属	職名	氏名
危機管理部防災課地域支援係	地域支援係長	山岸 恭輔
健康福祉部医療整備課医療整備係	主査	三森 克俊
健康福祉部保健医療課難病対策係	技術課長補佐	高橋 亜由美
健康福祉部医療福祉連携推進課	課長	森 庸総
健康福祉部医療福祉連携推進課 障がい児者医療推進係	課長補佐兼 障がい児者医療推進係長	井戸 英二郎
健康福祉部医療福祉連携推進課 障がい児者医療推進係	主査	清生 大貴
健康福祉部医療福祉連携推進課 障がい児者医療推進係	主事	田口 健太

開 会

開会あいさつ（医療福祉連携推進課長）

議 事

1 県の要電源重度障がい児者災害時等支援施策について

○資料説明

資料 1－1 要電源重度障がい児者災害時等支援ネットワーク構築事業

資料 1－2 避難行動要支援者名簿の作成にかかる難病患者等の情報提供について

○説明

（医療福祉連携推進課 説明）

当事業は、電源を必要とする医療機器を使用した医療的ケアを必要とする在宅の重度障がい児者に対して、災害時に有効な支援が行えるよう、医療機関、電力会社、福祉施設、行政等の関係機関による支援体制の整備を促進するものである。今年度は、災害支援における公助の観点から2つ、自助の観点から2つの取組を行っていく。

公助の取組としては、市町村に対する要電源重度障がい児者の把握及び災害時支援等体制に係る状況等調査の実施及び本日開催の市町村担当者会議である。

災害時の要電源重度障がい児者支援においては、市町村で要電源重度障がい児者を特定した上で、災害対策基本法による個別計画の策定を行う等の支援体制の整備が重要である。また、保健、医療、福祉等等部局と防災部局等とが緊密に連携するとともに、地域住民はもとより、民生委員、社会福祉協議会、福祉事業者等と連携を図りつつ、対応する必要がある。そのため、要電源重度障がい児者の把握と支援体制の状況を把握するための調査を実施した。この調査の結果と市町村担当者会議にて、各市町村での要電源重度障がい児者の把握と災害時の支援等体制の整備を取り急ぎ進めていただきたいと考えている。

災害時等支援ネットワーク会議の開催については、医療機関、電力会社、行政等、要電源重度障がい児者の災害時支援に関わる関係機関に出席いただき、災害が発生した際、要電源重度障がい児者の電源確保のために、各関係機関がどのような支援を行っていくか、具体的な対策について情報共有を行い、災害発生時における要電源重度障がい児者への支援の促進と充実につなげていく。また、この災害時等支援ネットワーク会議については、行政の立場から、各圏域の代表となる市の担当部局に出席いただくことを検討している。

自助の促進として、要電源重度障がい児者が災害発生時に電源を確保するためのガイドブック策定に向けた内容精査、災害時における障がい児者への支援をテーマにした講演を行う。

電源確保のためのガイドブックの策定については、災害に備えて、事前にどのように電源を確保するか等を紹介することとし、内容としては、岐阜県で起こり得る主な災害として、地震、水害を想定した備え、発電機、蓄電池やカーインバーターを用いた電源確保や、電源を用いない医療的ケアの方法について紹介するものを検討している。

災害時における障がい児者への支援に関する講演については、当課と岐阜大学小児在宅医療教育支援センターが主催する障がい児者支援を考える公開連続講座にて、第1回目の講師である中部学院大学短期大学部社会福祉学科の高野准教授から、電源確保を主とした災害への備えについて、ご講演をいただく。今年度は、インターネット動画サイトにて配信する形式で実施し、第1回目は12月3日に公開を予定している。

(保健医療課 説明)

避難行動要支援者名簿の作成において、指定難病患者、小児慢性特定疾病患者の情報が必要な場合、県から市町村に情報提供を行うことが可能。県としては、岐阜県個人情報保護条例における「法令に定めのある場合」に該当するものとして提供を行っている。今年度は、7市町村から依頼があり、情報提供を行った。

情報提供の対象となる者としては、医療費支給認定を受けている指定難病患者、小児慢性特定疾病患者となる。提供可能な情報としては、避難行動要支援者名簿の作成のために市町村長が必要とする事項としている。情報提供の方法としては、保健医療課に連絡いただき、書面にて依頼を行っていただく。提供は、電子ファイルによる提供も可能である。

難病患者等の情報提供については、今年度7月に各市町村の防災担当課、保健福祉担当課に通知しているところだが、再度、避難行動要支援者名簿の担当部局とも情報共有いただきたい。

○質疑・意見交換 (○：出席者 →：県)

- 指定難病患者、小児慢性特定疾患患者の情報提供が可能との説明があつたが、市町村から県へ情報提供依頼の場合は、どの部局から行うべきか。(美濃加茂市)
- 情報提供依頼元の部局については限定しないが、災害対策基本法49条の10第4項に基づいて行う情報提供となるので、その目的で使用するための情報提供依頼であれば対応が可能。

2 要電源児者の把握及び災害時支援等体制に係る状況等調査結果について

○資料説明

- 資料2-1 要電源児者の把握及び災害時支援等体制に係る状況等調べについて
- 資料2-2 要電源児者の把握及び災害時支援等体制に係る状況等調査結果について
- 資料2-3 要電源児者の把握及び災害時支援等体制に係る状況等調査結果統計

○説明

県としては、要電源重度障がい児者の災害時支援体制について危機感を持っている。県が開催した医療的ケア児等支援の協議の場での意見として、「どこへ避難したらよいか想定はあるが、実際にどこに避難したらよいか分からない」等という意見があつた。自助はもちろん重要であるが、自助のみで十分な災害の備えを行うことは難しいため、市町村においても、要電源重度障がい児者の災害時支援等体制の整備を進めていただきたい。

調査の設問は、要電源重度障がい児者の災害時支援のために取組んでいくべき工程を踏まえて構成している。医療的ケア児等支援の主体となる担当部局を定めること。要電源重度障がい児者の所

在を把握すること。把握した情報を名簿に掲載し、個別計画を作成すること。避難所における要電源重度障がい児者の受け入れ体制を整備すること。市町村においては、この工程をひとつずつ進めていただきたい。

市町村調査において、要電源重度障がい児者の把握方法について苦慮しているという回答が多くあった。身体障害者手帳の情報、障害福祉サービスの受給者証の申請やモニタリング情報という障がい福祉部局に寄せられる情報のみならず、相談支援専門員等や保健師の巡回訪問、様々な方法で地域の障がい児者に関わっている支援者の情報も、要電源重度障がい児者の把握に有用であると考えられる。様々な情報を集約し、所在を明らかにしていくことが重要である。

避難行動要支援者名簿には、災害支援のために必要である情報であれば記載は可能と考えられるので、名簿作成時に情報を追記いただきたいと考えている。

要電源重度障がい児者の災害時支援については、課題が数多くあるが、時間は限られているので、各市町村にて取り組むべきことを今一度見直して進めていただきたい。特に、医療的ケア児等支援の主体となる担当部局の決定、要電源重度障がい児者の把握については、早期に完了するようお願いしたい。

当会議は今後も開催を予定している。各市町村での要電源重度障がい児者の災害時支援等に係る取組状況を当会議にて共有しつつ、市町村における取組状況は、県公式ホームページにて公表する予定であるため、ご承知おき頂きたい。

○質疑・意見交換（○：出席者 →：県）

→ 調査結果の中で、電源児者の把握に努めており、相談支援専門員と協同し個別計画の策定を予定していると回答があった本巢市に伺う。医療的ケア児者の把握や今後の取組みについてお聞かせいただきたい。

○ 本市では、医療的ケア児者の把握について、身体障害者手帳の取得、特別障害者手当、その他手当等の申請時の診断書の情報、障害福祉サービス等の受給者証等から把握に努めている。今後、個別計画については、民生委員等の関係機関と協力しながら作成していこうと考えている。苦慮している点としては、医療的ケア児が医療機関から退院する場合、病院のコーディネーターから市に情報提供があるが、病院によって情報提供先の部局が異なる。各市町村の医療的ケア児の担当部局一覧があれば、医療機関は医療的ケア児の退院支援がスムーズに行うことができ、市町村における医療的ケア児の早期の把握につながると考えられる。（本巢市）

→ 議事説明でも申し上げたが、各市町村において医療的ケア児支援の担当部局が定められ、全市町村の医療的ケア児支援の担当部局一覧を作成できれば、医療機関へ情報提供することは可能と考えられる。

3 要電源児者の把握及び災害時支援等体制に係る好事例紹介

○資料説明

資料3 飛騨市における要電源重度障がい児者災害時等の支援施策

○説明

飛騨市が医療的ケア児の支援を進めているのは、平成30年度から医療的ケアが必要な重症心身障がい児者を職員として採用したことがきっかけである。

飛騨市では、2万3千人強の人口のうち、5%程度の避難行動要支援者がいる。避難行動要支援者名簿の作成にあたっては、月に一回開催しているケア会議にて、避難行動要支援者の情報共有を

行っているほか、個別支援プランの作成は、社会福祉協議会が主催となる見守りネットワークにて行っている。避難行動要支援者の情報共有については、社会福祉協議会、区、自治会、民生児童委員、市総務部、市消防本部で情報共有を行っているほか、庁内の地理情報システムにも反映し、所在を明らかにしている。

医療的ケア児者の実態把握のため、平成30年度に重症心身・医療的ケア部会を設置し、重症心身障がい児者、医療的ケア児等の名簿の作成を行った。福祉サービスの受給者証、日常生活用具の給付状況等から、重症心身障がい児者、医療的ケア児等を把握した。

また、医療的ケア児等の支援のため、「私のサポートノート」を作ることとした。このノートは、家族が安全に避難することや、あらかじめ避難場所を想定することを目的とし、避難する福祉避難所を事前登録できるようにしている。避難先の事前登録のため、重度障がいのある市職員が福祉避難所を全て周り、様々な視点から調査を行った結果をとりまとめた。この結果をもとに、重度障がい児者に福祉避難所を案内し、個人の特性に合った福祉避難所を避難先として事前登録いただいている。実際に避難するためには、福祉避難所での受入れ体制が整っている必要があるため、事前登録する福祉避難所に個人の特性を伝え、受入れ体制を整えてもらうようにしている。

サポートノートの作成にあたっては、市職員のうち、看護職、医療的ケア児等コーディネーターの2人で訪問を行い、個人の特性や医療的ケアの情報を聞き取り、A4の1枚に収まるように作成する。作成後は、家族、事前登録された福祉避難所だけでなく、避難行動要支援者名簿を所管する地域包括ケア課にも共有している。現在、重症心身障がい児者・医療的ケア児等、8名分のサポートノートの作成が完了している。

その他、重度障がいのある市職員のはたらきかけによって、市内すべての福祉避難所に発電機を設置するだけでなく、発電機を所有するガソリンスタンド等から災害時の発電機貸出について協力を得るなど、医療的ケア児等支援につなげることができた。

○質疑・意見交換（○：出席者 →：飛騨市）

- 私のサポートノートは、災害対策基本法による個別計画という位置づけか。（県防災課）
→ 避難行動要支援者の個別計画とは別。私のサポートノートでは、本人の特性に合わせた細かい事項として、本人との意思疎通の方法、だっこの方法等という、支援に関する具体的なことが記載されているもの。
- 避難先の福祉避難所を事前登録するという紹介があったが、災害時には指定避難所には避難せず、初めから福祉避難所に避難する前提で事前登録しているということか。（県防災課）
→ 医療的ケア児等については、そのとおりである。
- 福祉避難所の開設について、避難時の体制はどのようになっているのか。（県防災課）
→ 避難先として事前登録されている福祉避難所は、主に福祉施設であり、福祉避難所の受入れ状況について、福祉施設から避難者へ連絡し、送迎の有無や避難の方法等を確認できるようにしている。
- 私のサポートノートの情報は、家族、行政にて共有していると考えられるが、その他組織へも共有しているか。（県医療福祉連携推進課）
→ 自治会、消防団にも共有することとなっている。
- ケア会議を開催しているという紹介があったが、どのような構成機関となっているか。（県医療福祉連携推進課）
→ 市民福祉部の市民保健課、子育て応援課、障がい福祉課、地域包括ケア課の4課にて構成している。

4 その他

○資料説明

資料4-1 要電源児者に対する非常用電源装置等の購入経費等の助成事業（案）

資料4-2 他自治体における非常用電源装置の購入経費等の助成事業

○質疑・意見交換（○：出席者 →：県）

- 市町村調査にて、日常生活用具給付事業にて予備バッテリーの購入経費を助成しているという回答があった本巢市に伺う。予備バッテリーの購入経費を助成するに至った経緯をお聞かせいただきたい。
- 本市では、平成26年に日常生活用具給付事業の給付品目として、ポータブルバッテリーを追加した。人工呼吸器使用者の保護者から要望があり、外出時の移動にて、車載バッテリーで充電しながら移動している等という現状を確認し、品目に追加した経緯がある。給付の対象者としては、在宅で人工呼吸器を使用しており、かつ電気式痰吸引器又は加温加湿器を使用している呼吸器機能障害3級以上もしくは同程度の身体障がい児者又は呼吸器機能に障がいをもつ難病患者で必要と認められる者。給付する機器の性能としては、蓄電池、変換機、充電器とし、家庭用のコンセントから充電でき、正弦波の機能を有するものとし、あくまで、電気式痰吸引器、加温加湿器のバッテリーを給付対象としている。耐用年数は6年とし、基準金額としては、電気式痰吸引器のみを使用している者は、1台10万円とし、加温加湿器を使用している者については、1台20万円までとしている。施行してから現在までに3名に給付している状況。（本巢市）
- 県の検討事業で想定している非常用電源装置等は、自宅で使用するものであり、避難所等へ持参するものではないという理解でよろしいか。（飛騨市）
- 検討事業では、避難するまでの間、自宅で電源を確保するための非常用電源装置等の整備を想定しており、補助対象の品目としては、発電機、蓄電池、インバーター等を検討している。

閉 会

以 上